

ものづくり相互研さん活動事業募集要項

1 事業概要

(1) 事業名

ものづくり相互研さん活動事業

(2) 目的

本事業では、トヨタ自動車東日本株式会社の協力を得て、県内のものづくり関連企業の製造現場における業務効率化等に向けた改善活動を支援し、改善ノウハウ等について県内企業への周知及び普及促進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

ものづくり相互研さん活動事業実施要領のとおり

2 募集要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 県内に事業所を有する企業であること。

(2) 自動車関連以外の企業であること。

(3) 活動期間の途中で事業を中止しないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

(5) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(7) 新潟県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

3 事業説明会

事業説明及び取組事例を紹介するセミナーを開催

日 時	令和8年5月20日(水) 13:30 ~ 14:30
開催方法	オンライン(Teams)
対 象	県内企業(参加無料)
申込期限	令和8年5月18日(月)
申込方法	電子申請システム ※以下のURLからお申込みいただけます。 https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=30569

4 参加申込

(1) 提出書類

- ア ものづくり相互研さん活動事業参加申込書
- イ 様式1「ものづくり相互研さん活動調書」
- ウ 様式2「ものづくり相互研さん活動事業に関する誓約書」
- エ 様式3「暴力団等の排除に関する誓約書」
- オ 会社パンフレット

(2) 提出方法

電子メール 【提出先：ngt050030@pref.niigata.lg.jp】

(3) 提出期限

令和8年5月26日（火）17:00（必着）

5 選定企業数

1社

6 審査要領

(1) 審査方法

審査委員会が、提出された参加申込書一式について、評価基準に基づき審査し、平均点が最も高かった企業を本事業の実施企業とする。

なお、配点は各項目1～5点とし、合計点を30点とする。ただし、1項目でも最低点（1点）があった場合は、その企業を選定できないものとする。

(2) 評価基準

区分	審査項目	配点
1 事業の理解	・実施要領の趣旨を理解した上で申込みを行っているか。	5
2 内容	・自社の現状及び課題を適切に把握できているか。	5
	・これまで業務改善等に積極的に取り組んでいるか。	5
	・本事業の中で取り組みたい内容（目標）は適切か。	5
	・他業種への波及効果が期待できるか。	5
3 事業を遂行する上での体制	・事業実施に当たり社内体制が十分整っているか。	5
合 計		30

7 審査結果通知

審査結果については、申込者に電子メールで通知する。

8 スケジュール（予定）

募集開始	令和8年4月21日（火）
事業説明会	令和8年5月20日（水）
申込期限	令和8年5月26日（火）
審査委員会	令和8年5月下旬
審査結果通知	令和8年6月上旬
企業訪問	令和8年6月中旬
覚書締結	令和8年6月下旬

9 問合せ先

住 所	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
所 属	新潟県 産業労働部 創業・イノベーション推進課
担 当	五十嵐、小林
電 話	025-280-5244
メール	ngt050030@pref.niigata.lg.jp

10 留意事項

- (1) 参加申込書等の作成に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 連結子会社との連名による応募は可とする。ただし、ものづくり現場の生産性向上を図る観点の取組であることから、原則として、同一敷地内に所在する子会社等に限るものとする。
- (3) 県に提出された参加申込書等は、本事業における事業実施企業の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 参加申込書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加申込書等は返却しない。
- (6) 参加申込書等の提出後に申込みを辞退する場合は、様式4「ものづくり相互研さん活動事業参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 次のいずれかに該当する者が行った参加申込みは、失格とする。
 - ア 本募集要項に適合しない書類を申請し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 提出期限後に参加申込書を提出した者
- (8) 県で開催するものづくり相互研さん活動事業の紹介セミナーにおいて、研さん活動実施前と実施後の比較を含めた活動報告を行うこととする。